# 七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

| | |
|---|---|
| 根拠法 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。) |
| 位置づけ | 特措法第8条の規定に基づく、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画 |
| 目　的 | ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること<br>・市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 |
| 主な記載内容 | ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針<br>・各対策項目における発生段階ごとの対策の内容 |
| 計画の期間 | 令和8年度から(おおむね6年ごとの政府行動計画や県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。) |
| 参考とする計画 | ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(令和6年7月:以下「政府行動計画」という。)<br>・石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月:以下「県行動計画」という。) |
| 対象となる感染症 | 感染症法第6条第7項から第9項までに規定する、<br>① 新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、再興型コロナウイルス感染症等)<br>② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、 全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)<br>③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの) |

| | |
|---|---|
| 対策時期 | ・改定前は、短期の収束を前提に、患者数の把握の状態を基に対策時期を区分していた。<br>・改定後は、長期に渡る複数の感染拡大も想定し、病原体の性状の変化やワクチンや治療薬等の普及の状況も踏まえ、幅広いシナリオに対応できる区分に変更 |

**改定前**

- 未発生期
- 海外発生期
- 国内発生早期(全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
- 国内感染期(患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)
- 小康期

**改定後**

| | |
|---|---|
| 準備期 | 新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで |
| 初動期 | 新型インフルエンザ等の発生を覚知以降～政府対策本部・県対策本部の設置まで |
| 対応期 | 国内発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 |
| | 病原体の性状等に応じて対応する時期 |
| | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 |
| | 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 |

## 政府行動計画及び県行動計画と市行動計画の対策項目対比表

**改定前**

| 七尾市(平成27年3月) | | 国(平成25年4月) 県(平成26年3月) | |
|---|---|---|---|
| ① | 実施体制 | ① | 実施体制 |
| ② | サーベイランス・情報収集 | ② | サーベイランス・情報収集 |
| | | | |
| ③ | 情報提供・共有 | ③ | 情報提供・共有 |
| | | | |
| ④ | 予防・まん延防止 | ④ | 予防・まん延防止 |
| ⑤ | 予防接種 | | |
| ⑥ | 医療 | ⑤ | 医療 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| ⑦ | 市民生活及び市民経済の安定 | ⑥ | 国民(県民)生活及び国民(県民)経済の安定の確保 |

**改定後**

| 国(令和6年7月) 県(令和7年3月) | | | 七尾市(案:令和8年3月予定) | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | | 実施体制 | ① | | 実施体制 |
| ② | 分割 | 情報収集・分析 | | | |
| ③ | 分割 | サーベイランス | | | |
| ④ | | 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ② | | 情報提供・共有、リスクコミュニケーション |
| ⑤ | 新 | 水際対策 | | | |
| ⑥ | | まん延防止 | ③ | | まん延防止 |
| ⑦ | 新 | ワクチン | ④ | 新 | ワクチン |
| ⑧ | | 医療 | | | |
| ⑨ | 新 | 治療薬・治療法 | | | |
| ⑩ | 新 | 検査 | | | |
| ⑪ | 新 | 保健 | ⑤ | 新 | 保健 |
| ⑫ | 新 | 物資 | ⑥ | 新 | 物資 |
| ⑬ | | 国民(県民)生活及び国民(県民)経済の安定の確保 | ⑦ | | 市民生活及び市民経済の安定の確保 |

※市行動計画の内容は「市町村行動計画作成の手引き(保健所設置市・特別区「以外」の市町村向け)」を参考としている。

# 七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画における発生段階ごとの対策の概要

| | | 準備期 | 初動期 | 対応期 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 項目 | 新型インフルエンザ等の発生段階<br>主な対策 | 新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで | 新型インフルエンザ等の発生を覚知以降～政府対策本部・石川県新型インフルエンザ等対策本部の設置まで | 国内発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 | 病原体の性状等に対応する時期 | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 | 特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期 |
| 1<br>実施体制 | ①「七尾市新型インフルエンザ等連絡会議」の開催 | ・政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施<br>・市行動計画等の改定や体制整備・強化<br>・関係機関との平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施 | ・七尾市新型インフルエンザ等連絡会議を開催し、情報の集約・共有 | | | | |
| | ②「七尾市新型インフルエンザ等対策本部」の設置 | | ・政府対策本部の設置→石川県新型インフルエンザ等対策本部の設置→必要に応じて、七尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。<br>・対策に必要な予算確保の準備 | ・政府対策本部の設置→石川県新型インフルエンザ等対策本部の設置→七尾市新型インフルエンザ等対策本部の設置<br>・対策に必要な予算確保 | ・基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に周知<br>・職員の派遣を求める | | ・政府対策本部・石川県新型インフルエンザ等対策本部の廃止後に七尾市新型インフルエンザ等対策本部を廃止 |
| 2<br>情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ①多様な媒体を用いて理解しやすい内容で迅速に情報提供・共有 | ・情報発信、情報共有（偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発含む）<br>・個人レベルの感染対策の普及 | ・迅速かつ一体的な情報提供・共有 | ・国内、県内での発生状況、対策等の情報提供<br>・個人レベルでの感染予防策、患者対応、感染拡大防止策等について情報提供 | | | ・第二波発生の可能性等の情報提供 |
| | ②住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置 | ・双方向のコミュニケーションの体制整備の準備や取り組みの推進<br>・相談窓口の設置の準備 | ・双方向のコミュニケーションの実施<br>・相談窓口の設置 | ・初動期も対応の継続<br>・相談窓口の充実・強化 | | | ・相談窓口等への問い合わせの取りまとめ、情報提供の在り方の検討<br>・相談窓口体制の縮小 |
| 3<br>まん延防止 | ①県が行う患者の入院措置や濃厚接触者からの感染防止等の措置に対する協力 | | ・発生状況等についての情報提供 | | | | |
| | ②住民・職場等へマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の感染対策の啓発 | ・発生時の対策強化に向けた市民の理解<br>・平時より手洗い、咳エチケット等の普及・啓発<br>・職場における感染防止対策の周知 | ・住民等に対する手洗い、咳エチケット等、感染対策の勧奨 | ・まん延防止対策の実施<br>・住民等に対する手洗い、咳エチケット等、感染対策の勧奨<br>・事業者、学校、保育施設等における感染対策の実施<br>・公共交通機関、病院、高齢者施設等に対しての感染予防策の強化<br>・不要不急の外出自粛要請、学校等の施設の使用制限に対する協力 | | | ・情報提供、注意喚起 |
| 4<br>ワクチン | ①特定接種（新型インフルエンザ等対策に携わる市職員にワクチン接種を実施する） | ・特定接種の実施に向けた接種体制の構築 | ・特定接種の準備・開始（国の指示に基づき） | | | | |
| | ②住民接種（市は、原則として集団的接種により住民を対象としたワクチン接種を実施する） | ・具体的な実施方法について準備 | ・国の方針を踏まえた接種体制の構築<br>・住民接種の準備 | ・住民接種の準備・開始（国の指示に基づき）<br>・予防接種健康被害制度の周知、対応 | | | ・第二波に備えた住民接種の継続 |
| 5<br>保健 | ①業務継続計画を含む体制の整備 | ・平時から業務の整理やデジタル部門と連携して ICT の活用等による効率化を行う | ・有事体制への移行準備を迅速に行う<br>・住民への情報提供 | ・有事体制への移行 | | | |
| | ②研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 | ・研修・訓練等の実施<br>・多様な主体との連携体制の構築 | 必要に応じて情報提供し、感染症指定医療機関への受診につながるよう周知 | ・県の実施する健康観察に協力する<br>・県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。 | | | |
| 6<br>物資 | ①物資及び資材の備蓄 | 感染対策物資等の備蓄、定期的に状況確認 | ・市は、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力 | | | | |
| 7<br>市民生活及び市民経済の安定の確保 | ①市民生活の安定の確保を対象とした対応 | ・市は必要な食料品や生活必需品等を準備<br>・事業者や住民にマスクや衛生用品、食料品等の備蓄を推奨<br>・生活支援を要する者への支援の準備<br>・要配慮者等への生活支援 | ・県が行う事業者への従業員の健康管理・職場の感染対策の要請に協力<br>・生活関連物資等の安定供給に関する | 心身への影響に関する施策<br>・生活支援を要する者への支援<br>教育及び学びの継続に関する支援<br>・県が行う事業者への従業員の健康管理<br>・必要に応じ、市民からの相談窓口<br>・市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たって適切な行動の呼びかけ | | | ・市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たって適切な行動を呼びかける。 |
| | ②支援の実施に係る仕組みの整備 | 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等、仕組みについて検討 | ・市民等及び事業者への呼び掛け事業継続に向けた準備等の周知等、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。 | ・情報収集窓口の充実を図る。<br>・職場の感染対策の要請に協力 | | | |
| | ③火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備 | ・火葬施設等の把握・検討 | ・火葬能力の限界に備え、遺体安置施設の確保準備 | | ・火葬場の稼働<br>・遺体安置施設の確保 | | |